

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	北海道寿都町

寿都町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 寿都町役場産業振興課農政係
所在地 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1
電話番号 0136-62-2602
FAX番号 0136-62-3431
メールアドレス nousei@town.suttu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、アライグマ、トド、オットセイ、アザラシ類
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	寿都町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	デントコーン てん菜	被害面積 50a 被害金額 300千円
エゾシカ	ビート・てん菜 その他野菜	被害面積 30a 被害金額 300千円
キツネ	イチゴ・野菜類	具体的な被害金額は算出されていないが、農作物の食害が発生している状況にある。
カラス類	大豆、小豆 その他豆類	具体的な被害金額は算出されていないが、農作物の食害が発生している状況にある。
アライグマ	トウモロコシ その他野菜	被害面積 154a 被害金額 220千円
トド	漁網等漁具 水産物（サクラマス・ アンコウ等）	直接被害額 720千円 間接被害額 2,145千円 被害額合計 2,865千円
オットセイ アザラシ類	漁網等漁具 水産物（サクラマス・ アンコウ等）	直接被害額 0千円 間接被害額 330千円 被害額合計 330千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ヒグマ	<ul style="list-style-type: none">・例年、春から秋にかけて町内全域で出没しており、毎年、数件ほどの出没情報があるほか、住宅地周辺にも出没しており、人身被害が非常に懸念される。・被害が発生しても通報していない農業者もいることから、実際の被害面積、金額を把握することが難しい状況にある。
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none">・断続的に数頭の群れも確認されているが、地形的問題等もあり、冬期間の一般狩猟に頼らざるを得ない状況にあり、今後の生息数推移が緊急課題である。・町内全域で目撃情報が寄せられており、農作物への食害及び踏み荒らし被害が発生している。・猟友会員の増員により、令和3年度から鹿くくりわなの設置を開始。
キツネ	<ul style="list-style-type: none">・農作物への被害は町内全域で見られ、イチゴ・その他農作物での食害が発生している。・民家近くでの目撃情報も多く、エキノコックスなどの寄生虫についても懸念される。・ヒグマ同様に、被害が発生しても通報していない農業者もいることから、実際の被害金額・面積を把握することが難しい状況にある。
カラス類	<ul style="list-style-type: none">・播種後の豆類での被害が発生している。
アライグマ	<ul style="list-style-type: none">・平成29年度頃より目撃情報や、農作物被害等も発生しており、箱罠等による捕獲も行っており、被害拡大にならないよう継続した捕獲を実施していく必要がある。(参考：令和3年度捕獲頭数は120頭)
トド、オットセイ アザラシ類	<ul style="list-style-type: none">・トド及びオットセイ、アザラシ類の来遊により定置網等の被害、漁獲物の捕食等により漁業生産に与えその被害額は来遊数等により、年毎の変動はあるものの、横ばいまたは増加傾向にあり、地元漁業者が自主的に被害回避のため作業時間の工夫など講じているものの、解決には至っていない状況にある。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年 度）	目標値（令和6年度）
ヒグマ 被害金額・面積	300千円 50a	210千円 35a
エゾシカ 被害金額・面積	300千円 50a	210千円 20a
キツネ 被害金額・面積	－ 千円 －a	0千円 0a
カラス類 被害金額・面積	－ 千円 －a	0千円 0a
アライグマ 被害金額・面積	220千円 154a	198千円 138.6a
トド 直接被害金額	720千円	216千円
トド 間接被害金額	2,145千円	644千円
オットセイ 直接被害金額	0千円	0千円
アザラシ類 間接被害金額	330千円	99千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	寿都町では、銃器や箱わなでの捕獲許可を受け猟友会の協力の下で捕獲対応を行っており、特にヒグマなどの目撃情報等があった場合については、寿都警察署とも連携し迅速な対応を実施している。	熟練猟友会員の高齢化、担い手不足により、駆除、捕獲が年々困難になっている。
	トドについては、以前は北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得て地元ハンターに委託し銃器を用いて駆除していたが、現在はハンター数の減少に伴い、銃器による駆除は実施されていない。	国際的に保護が必要な動物とされ、北海道連合海区漁業調整委員会指示により採捕が規制されており、採捕に制限がある。
防護柵の設置等に関する取組	農業者等個人が設置している。	・柵のコストが高い ・広範囲で行う必要がある。 ・農作物への被害は減少するが、個体数は変化しない。
	トド及びオットセイ・アザラシ類については、強化網の導入などを実施している。	強化網の導入に関してコストが高い。
生息環境管理その他の取組	熟練猟友会員や、個体出没付近に住んでいる方から、個体の動向や習性等を聞き取り、被害防止等に努めている。センサーカメラ等の設置により生息範囲等の情報を調査。	捕獲のみではなく、防除の重要性も普及する必要がある。生息範囲の把握のため、センサーカメラ等の導入を検討。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ①わな猟免許取得者を育成し、捕獲・駆除体制の構築を図る。
- ②わな猟免許取得を推進するとともに、取得者のスキルアップを図り、くくりわなや箱わなによる捕獲技術の向上を図る。
- ③狩猟免許取得者の新規開拓とともに、記狩猟免許取得者で第1種狩猟免許を未取得者の第1種狩猟免許取得へ誘導する。
- ④第1種狩猟免許取得者の育成。
- ⑤電気柵の効果の周知及び普及推進により被害の減少を図る。
- ⑥トドについては国際的に保護が必要な動物とされているので、漁業被害を最小限に防ぐため強化網の導入により漁業とトドの共存を目指した対策について模索していく。
- ⑦個体の動向や生息範囲を把握するため、センサーカメラを活用し撮影する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制の中心を担う鳥獣被害対策実施隊については寿都町が有害鳥獣駆除員として猟友会員の中から任命し、同じく町職員からも任命し連携しながら捕獲体制を強化する。
トドについては、北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を取得し駆除にあたる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ヒグマ エゾシカ キツネ カラス類 アライグマ トド オットセイ アザラシ類	(全体) ・前計画期間内の取組内容の継続、問題点等検 証を行うとともに、被害防止方法等知識の普及 や町民への広報活動を充実させる。
令和5年度	同上	・前年度の取組内容の継続、問題点等の検証及 び新たな取組への検討
令和6年度	同上	・同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
個体ごとに行動の特徴を把握し、その有害性に応じた対策を施すとともに、 被害が発生した後で駆除を実施する対策から、防除措置を講ずることによ り予防的な対策を含め総合的な対策に転換することとし、捕獲数値目標は 特に設定しない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設
定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ、エゾシ カ、カラス類、ア ライグマ、トド、 オットセイ、アザ ラシ類	特に定めない	特に定めない	特に定めない
	出没状況について情報収集及び分析を行い、危険 性の高い問題個体を迅速かつ確実に排除する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
ヒグマ	町内全域において、被害及び被害の発生する恐れがある場合、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。
エゾシカ	町内全域において、被害及び被害の発生する恐れがある場合、銃器及びくくり罠による捕獲を実施する。
キツネ	町内全域において、被害及び被害の発生する恐れがある場合、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。
カラス類	町内全域において、被害及び被害の発生する恐れがある場合、銃器による捕獲を実施する。
アライグマ	町内全域において、被害及び被害の発生する恐れがある場合、箱わなによる捕獲を実施する。
トド オットセイ アザラシ類	駆除の必要性がある場合関連する手続きを行い、銃器により10月～6月の間駆除する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する

場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ エゾシカ トド オットセイ アザラシ類	必要に応じ設置	必要に応じ設置	必要に応じ設置

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ヒグマ、エゾシカ、カラス類、アライグマ、トド、オットセイ、アザラシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・熟練猟友会員や、個体出没付近に住んでいる方から、個体の動向や習性等を聞き取り、被害防止等に努める。 ・寿都町鳥獣被害防止対策協議会は、連絡会議や広報を通じて被害防止に係るPR等の取組を行う。寿都町は各団体と連絡調整を行う。

		・センサーカメラ等を導入し、個体の生息範囲の把握に努める。
令和5年度	同上	同上
令和6年度	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

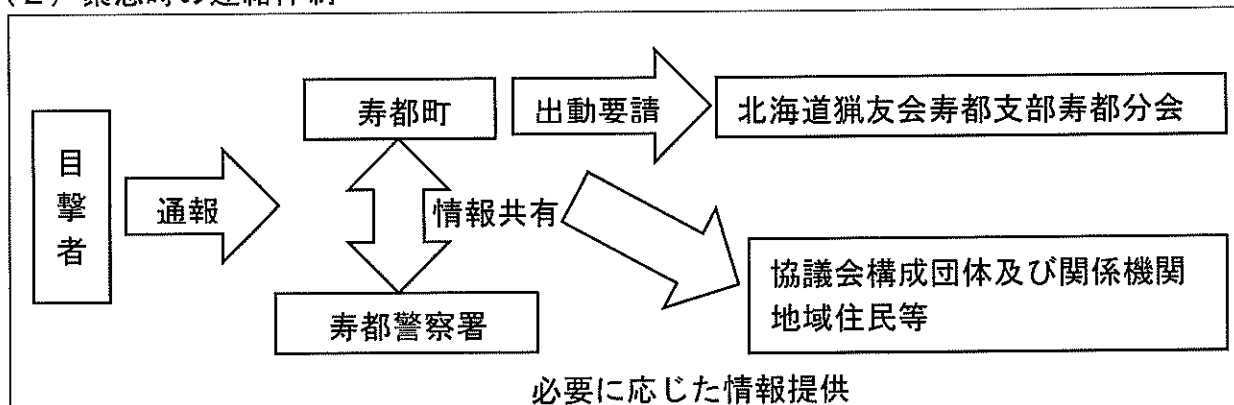
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
寿都町産業振興課	各関係機関への連絡・調整、被害報告
北海道猟友会寿都支部寿都分会	現地確認、有害鳥獣捕獲等の実施
寿都町漁業協同組合	現地確認、駆除及び被害対策実施、被害報告
寿都警察署	住民の安全対策(市街地に鳥獣出没時の対応等)
後志総合振興局産業振興部農務課	被害状況の報告
後志総合振興局保健環境部環境生活課	被害状況の報告
後志総合振興局産業振興部林務課	被害状況の報告
後志総合振興局産業振興部水産課	被害状況の報告

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により

記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・一般廃棄物処分場または産業廃棄物処理場に運搬し処理する。
- ・ヒグマを捕獲した場合は、分析調査のため試料を採取し地方独立行政法人北海道総合研究機構環境・地質研究本部環境科学センターへ提供する。
- ・トドを捕獲した場合は、独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所等に検体等を提供するよう努める。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在利用していない
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	同上

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現在整備していない

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在取組を行っていない

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	寿都町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
寿都町産業振興課	協議会長は寿都町長とする 協議会に関する連絡・調整を行う。 被害防除施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
南しりべし森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策及び協力、出没痕跡などの情報提供を行う。
北海道猟友会寿都支部寿都分会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施（銃器、くくりわな、箱わな）
寿都町漁業協同組合	補助事業等の実施、駆除及び被害防止対策、漁業被害報告、船舶提供、漁業者ハンター統括育成

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志総合振興局産業振興部農務課	鳥獣（海獣を除く）による農業被害報告、被害状況取りまとめ
後志総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣保護管理対策に関する情報提供及び技術的助言・援助 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲許可 鳥獣による農業等被害状況取りまとめ
後志総合振興局産業振興部林務課	鳥獣（海獣を除く）による林業被害の状況取りまとめ
後志総合振興局森林室	林業者への指導助言、情報提供、森林被害の実態把握、道有林の入林許可など
後志農業改良普及センター	農業者への指導助言、除法定協、農業被害の実態把握など
後志総合振興局産業振興部水産課	海獣による水産被害報告、来遊状況取りまとめ
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認

(独) 水産総合研究センター	トドの回遊調査
後志地区水産技術普及指導所岩内支所	漁業者や漁協への助言及び情報提供並びに水産業被害の実態把握など
寿都警察署	住民の安全対策（市街地に鳥獣出没時の対応等）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、寿都町が有害鳥獣駆除員の中から委嘱し、寿都町の非常勤職員として対策協議会と連携を図りながら効果的な捕獲等に取り組むこととする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣町村との積極的な情報交換等により、正確な生息・行動状況の把握と情報を共有できる体制を構築する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(被害防止計画の公表)

町広報及びホームページへの掲載によりその内容について広く町民に周知を図ることに努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。